

線引き見直しの対象区域内の農地等に関する 生産緑地地区指定の仮申出のお知らせ

- ・第8回線引き全市見直しでは、市街化区域へ編入する都市計画市素案を策定し、令和7年中の変更告示を想定して都市計画手続を進めています。
- ・市街化区域に編入される区域に農地をお持ちの方は、みどり環境局北部農政事務所又は南部農政事務所にて生産緑地地区の御相談ができます。
- ・特に相続税等納税猶予を受けている方については、御相談をおすすめします。

相談期間：令和6年7月～10月末（土日祝日を除く）

●市街化区域に編入される農地について

- ・編入された年の翌年度から、固定資産税の評価が宅地並みに見直され、併せて都市計画税が課税されます。ただし、生産緑地地区に指定された農地については、軽減措置が講じられ、市街化調整区域の農地と同様の税評価となります。
- ・市街化区域へ編入される農地で相続税等の納税猶予を受けられている場合、納税猶予を引き続き受けるためには、市街化区域編入後1年以内に生産緑地地区の指定を受ける必要があります。
- ・生産緑地地区の指定についてはみどり環境局北部農政事務所又は南部農政事務所へ、相続税等の納税猶予については管轄する税務署へ御相談ください。

1 生産緑地地区の指定について

(1) 指定基準

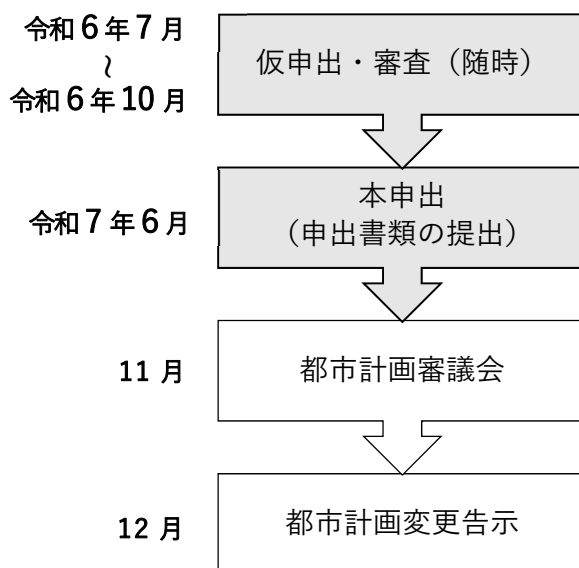
生産緑地地区は、申出のあった農地について、市が指定基準に基づき審査し指定します。指定するためには、一定の条件があります。

(2) 指定手続

生産緑地地区の指定を希望される場合は、事前に御連絡のうえ、所管の農政事務所にお越しください。指定可能な状態に改善していただく必要がある場合もありますので、お早めに御相談ください。

なお、今回の線引き見直し後の生産緑地地区の指定は、最短で令和7年度の指定になる予定です。

令和7年度の指定スケジュール（予定）



※今回の線引き見直しにより市街化区域に編入される農地を対象としたスケジュールです。

市街化区域へ編入する見直し対象地区の確認方法は裏面を御覧ください。

2 線引き見直しの対象区域について

(1) 概要リーフレットについて

市街化区域へ編入する区域の概要を掲載しているリーフレットを6月下旬以降配布するほか、ホームページでも御覧いただけます。

- ・ 見直し対象区域内での各戸配布、土地所有者等へ郵送
- ・ 各区役所区政推進課（広報相談係の窓口）、PRボックス等への配架

(2) 都市計画市素案説明会

（令和6年7月18日（木）から8月8日（木）まで）

事業の概要を御説明するほか、線引き見直しの対象区域を御確認いただけます。

- ①会場開催 市内6会場で説明会を実施します。
- ②動画配信 ホームページで説明動画を配信します。

(3) 市素案の縦覧（閲覧）

（令和6年7月25日（木）から8月8日（木）まで）

線引き見直しの対象区域を御確認いただけます。



建築局都市計画課	市全域の市素案を縦覧できます。
区役所区政推進課 （中区を除く）	各区の市素案を閲覧できます。
横浜市ホームページ	市全域の市素案を閲覧できます。



横浜市 第8回線引き見直し [検索](#)

【お問合せ先】

生産緑地地区の指定手続（制度）について	みどり環境局農政推進課 （市役所23階）TEL：671-2726
生産緑地地区の指定手続（相談）について （指定希望地の所在：鶴見、神奈川、保土ヶ谷、旭、港北、緑、青葉、都筑）	みどり環境局北部農政事務所 （都筑区総合庁舎4階） TEL：948-2479
生産緑地地区の指定手続（相談）について （指定希望地の所在：西、中、南、港南、磯子、金沢、戸塚、栄、泉、瀬谷）	みどり環境局南部農政事務所 （戸塚区総合庁舎8階） TEL：866-8492
線引き見直しについて	建築局都市計画課 （市役所25階）TEL：671-2658

市役所：中区本町6丁目50番地10

都筑区総合庁舎：都筑区茅ヶ崎中央32番地1

戸塚区総合庁舎：戸塚区戸塚町16番地17